

重要

まごころ商品券

をお持ちの皆様へ

商品券払戻しのご案内

日頃、皆様の町内でのお買物に感謝いたします。長年お客様にご愛顧頂きました「まごころ商品券」は令和3年7月31日を持ちまして、取扱いを終了させて頂きました。つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、【商品券の払戻し】を行いますので、未使用の商品券がお手元にある場合には、期間内に払戻しの手続きを行って頂きますよう、お願い申し上げます。

払戻し対象の商品券

額面500円の「まごころ商品券」



払戻し期間

令和3年8月2日(月)～令和3年10月5日(火)

期間を過ぎますと、払戻し出来なくなりますのでご注意ください。

払戻し方法

商品券とご印鑑をお持ち下さい。「払戻請求兼受領書」に必要事項をご記入いただきその場で現金で払戻し致します。

払戻し窓口

- 1、(有) 総合衣料の森屋
山元町山寺字山下73 電話37-0002
受付時間：午前8時～午後5時
(土日祝日を除く)
- 2、(株) オオワダ
山元町坂元字町58 電話38-0700
受付時間：午前8時～午後6時
(日曜日を除く)
- 3、山元町商業協同組合
(互理山元商工会互理事務所内) 電話34-3121 (土日祝日を除く)

山元事務所は令和3年2月13日の地震の影響により一時閉鎖しております。
払戻し受付は互理事務所(悠里館1階)となります

払戻しに関する注意事項

- ・偽造または変造されたもの
- ・2分の1以上が滅失しているもの
- ・毀損が著しく、「まごころ商品券」と判断できないもの

は払戻しできません

お問い合わせは

山元町商業協同組合

〒989-2351 宮城県亘理郡亘理町字西郷140
悠里館 (互理山元商工会 互理事務所内)

電話34-3121